

中心市街地等の地域の拠点となるエリアにおいて、市街地再開発事業等を核としたエリア全体の持続的な再生を促進するため、再開発等の市街地整備の初動期に行われる検討業務や事業実施後の効果的なマネジメントまで見据えたソフト（計画策定・エリアマネジメント等）及びリノベーション等のハードの取組を総合的に支援。

ソフト支援

初動期支援業務（構想段階～事業実施段階※権利変換計画まで）

地域の拠点となる地区及び街区の整備方針等の策定、市街地整備に伴い行われる検討業務等及び権利調整等を支援

- 実施主体：地方公共団体、再開発準備組織 等
- 区域：鉄道駅等から一定の範囲内、重点密集市街地等 等
- 国費率：1/3等
- 期間：最初の交付決定のあった年度から15年間かつ通算10年を限度（ただし、権利変換計画認可を期限）
- 限度額：総事業費は300,000千円を限度



需要調査等

計画コーディネート業務（構想段階～管理運営段階まで）

事業実施段階等における計画立案・関係者との調整等及び事業完了後を含めたまちづくり活動を支援

- 実施主体：地方公共団体、再開発準備組織、再開発会社等 等
- 区域：地区再生計画の区域（5ha以上）、都市再生緊急整備地域内
- 国費率：1/3等
- 期間：最初の交付決定のあった年度から10年間かつ通算5年を限度
- 限度額：総事業費は60,000千円を限度



まちづくり組織立ち上げ



プロモーション活動

<対象エリアのイメージ>



<凡例>

- 地区再生計画の区域
- 街区整備計画の区域
- 再開発等の計画中の区域
- 計画コーディネート業務の範囲
- リノベーションを推進する区域
- 空地の暫定利用を推進する区域

ハード支援

リノベーション及び空地の暫定利用

再開発事業等の機運を高めるとともに持続的なまちづくりに資するリノベーション及び低未利用な空地の暫定利用を支援

- 実施主体：民間事業者等
- 区域：まちづくりの計画にリノベーション・空地の暫定利用を推進するエリア等が定められた区域
- 国費率：1/3
- 期間：まちづくりの計画にリノベーション等を位置づけてから3年間



木造2階建て（従前）住宅+店舗
（従後）簡易宿所+店舗



空き地等における仮設店舗等の設置

認定再開発事業等への除却支援

中心市街地の目抜き通り等沿道における誘導施設を核とする連続的なまちなみ形成やにぎわい創出のため、都市機能増進施設の導入を伴う老朽建築物の建替を支援

- 実施主体：民間事業者等
- 区域：中心拠点区域内かつ都市機能誘導促進区域内
- 国費率：1/3
- 限度額：一定の要件を満たす認定再開発事業等の建築敷地に係る土地整備費を限度

